

令和4年度 インフラの維持管理・修繕等に係る  
官民連携事業の導入検討支援（第2次）  
募集要領

（応募受付期間）

令和4年4月11日（月）14:00～ 5月27日（金）17:00 必着

（応募申請先、事前相談及び問合せ先）

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階  
国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 河村、西岡、森下

TEL：03-5253-8111（内線26522、26523、26532）

FAX：03-5253-1548

電子メール：[hqt-kanmin\\_renkei@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kanmin_renkei@gxb.mlit.go.jp)

令和4年4月

国土交通省 総合政策局

## 1. 背景・目的

老朽化や技術職員数の減少などインフラの維持管理・修繕等に係る課題を解決する手段としての官民連携手法の導入可能性や、導入に際しての課題、その対応方針を明らかにするため、インフラの維持管理・修繕等の分野に係る官民連携手法の導入検討を行う地方公共団体を支援することを目的とします。

## 2. 支援の仕組み

### 2. 1 支援対象

国土交通省所管のインフラのうち利用料金を徴収しないものの維持管理・修繕等に係る官民連携事業のうち以下のいずれかの導入を検討する地方公共団体

①指標連動方式（※）を活用する事業

※P F I 契約等（包括的民間委託契約等を含む）のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる事業を指す。

②分野横断のインフラを対象とする包括的民間委託、修繕を含むP F I 事業等

※ なお、本支援を実施するにあたり、支障となる事情がないこととする。

### 2. 2 支援内容

地方公共団体が、2. 1 に記載された官民連携事業の導入するに当たり必要となる調査・検討等について、国土交通省が委託契約したコンサルタントを派遣し支援します。

具体的には、次のような支援内容を想定しています。

地方公共団体が実施する業務	本事業による支援内容例
① 事業実施に係る課題の整理	・インフラ等各種データの整理 ・先行事例の研究・整理及び助言 ・事業者ヒアリングの実施
② スキーム、進め方の検討	・対応策・スキームの検討 ・活用可能な制度の整理 ・法制度・財政制度面等における課題の整理及び解決策の検討支援
③ マーケットサウンディング	・資料の作成支援 ・ヒアリング等の同席・ファシリテート
④ 関係者との調整	・（必要に応じて）住民・地元企業説明、庁内・議会説明における資料の作成支援

## **2. 3 支援期間**

国土交通省とコンサルタントの業務委託契約締結後から令和5年3月17日（金）までを支援期間とします。なお、支援対象①（指標連動方式を活用する事業）に該当する事業については、進捗に応じて、令和6年3月までの支援とする場合がございます。

## **2. 4 支援要件**

支援に当たっては、以下の要件を満たしていただく必要があります。

- ・ 国土交通省において検討内容及び検討結果を公表することに同意すること
- ・ 国土交通省と連携・協力して主体的に調査・検討を進めること
- ・ 支援対象事業に係る過年度の報告書等があれば、当該支援業務の企画競争に参加する者へ共有することに同意すること
- ・ 本業務の委託事業者公募の際、3. 2の応募申請書及び参考資料について提案事業者に対して内容を共有することに同意すること
- ・ 支援終了後に、国土交通省による進捗状況に関する調査等に協力すること

## **3. 応募申請について**

### **3. 1 応募主体**

応募主体は地方公共団体とします。

### **3. 2 応募申請書**

別添の応募様式1及び応募様式2に必要事項を記入の上、参考資料を含めて電子メールにてご提出ください。

なお、ご提出いただいた後、問合せをさせていただく場合がございますのでご留意ください。

### **3. 3 応募受付期間**

令和4年4月11日（月）14:00～ 5月27日（金）17:00 必着

### **3. 4 提出及び事前相談先**

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 河村、西岡、森下

TEL：03-5253-8111（内線26522、26523、26532）

電子メール：[hqt-kanmin\\_renkei@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kanmin_renkei@gxb.mlit.go.jp)

### 3. 5 選定方法

支援対象については、応募様式の内容と応募者へのヒアリング実施結果等をもとに、

- ・ 市内における政策方針・合意形成の状況
- ・ 検討課題等の新規性・汎用性

等を総合的に勘案の上、外部有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、1 地方公共団体程度を選定させていただきます。

なお、支援対象①「指標連動方式を活用する事業」に該当する事業を検討する地方公共団体を優先的に選定します。

※また、支援対象事業の対象とする施設が、国土交通省インフラ長寿命化計画（令和3年6月18日国土交通省）V. 1（1）<sup>1</sup>において、個別施設計画の策定を推進することとされている施設である場合において、当該施設に係る個別施設計画が策定されていない場合には、他の同内容の応募と比して劣後して評価されます。

---

<sup>1</sup> [https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/\\_pdf/tyouzyumyou2honbun.pdf](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/_pdf/tyouzyumyou2honbun.pdf) 参照